

所管部課名	コミュニティ課	担当者	橋口 武司					
事務事業名	コミュニティ推進事業費							
根拠法令	薩摩川内市地区コミュニティ活性化事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成28年度 予算額	12,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 10,000 千円	その他 2,000 千円	その他の内容 市民活動支援基金繰入金			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	コミュニティビジネスを行う地区数		20	平成31年度				
成果指標②	ビジネスコース活用団体地区		40 (延べ)	平成31年度				
補助対象者	地区コミュニティ協議会							
補助対象経費	講師謝金、賃金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他市長が適当と認めるもの							
補助対象事業・活動の内容	【基本コース】地区の特性や資源を活かし、地区の活性化に資することを目的とし、新規に取り組む事業のほか、既存の事業に付加価値を付け、発展的に継続して実施する公益的事業 【ビジネスコース】新たに興すコミュニティビジネスのほか、既存のコミュニティビジネスの拡充により、地区の自立的・持続的な発展に寄与する収益事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	【基本コース】補助対象経費の3分の2以内の額（20万円上限） 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3会計年度のうち、1回補助金の交付を受けることができる。							
	【ビジネスコース】1回目 補助対象経費に10分の9を乗じて得た額（200万円上限） 2回目 補助対象経費に10分の7を乗じて得た額（200万円上限） 3回目 補助対象経費に10分の5を乗じて得た額（200万円上限） 一会計年度につき一事業とし、同一事業について、通算して3回を限度に、補助金の交付を受けることができる。 ※同一事業に関し、両コースの併用はできないが、一つの地区コミュニティ協議会が、基本コース及びビジネスコースを同一年度を実施することはできる。							
上記項目の積算方法								
補助を 過去3 年分の 決算 状況 等の	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	
	収入	自己資金	2,138,261	37.0%	3,366,849	24.4%	4,219,809	33.7%
		地区コミュニティ協議会自己資金	2,138,261	37.0%	3,366,849	24.4%	4,219,809	33.7%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	3,642,000	63.0%	10,437,000	75.6%	8,304,000	66.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	5,780,261	100.0%	13,803,849	100.0%	12,523,809	100.0%	
	支出	事業費	5,780,261	100.0%	13,803,849	100.0%	12,523,809	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計	5,780,261	100.0%	13,803,849	100.0%	12,523,809	100.0%		
支出計/前年度支出計				238.8%		90.7%		
自己資金/前年度自己資金				157.5%		125.3%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		19		12		11		
成果指標の推移①		0		11		13		
成果指標の推移②		0		5		9		
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「見直しの上で継続（拡大、他の補助金と統合）」地区コミュニティの活性化に資するという目的に合致していても、単なる運営費に対する補助にならないようチェックする必要がある。 【前回評価への回答】平成26年度より、コミュニティビジネスに特化した補助金を創設した。 【事業のPR方法】地区コミュニティ会長会議や主事連絡会にて概要説明を行っている。 【費用対効果】地域課題を自助により解決しようとする取組が見られることから効果が期待できる。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	事業補助により、地区の活性化及びコミュニティビジネスの創出・拡大し、様々な事業が展開されることにより、地区コミュニティ協議会の自立的・持続的な発展に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	地区コミュニティ協議会が地域資源を生かしながら、地区住民の創意工夫による地域課題の解決を図るためにも、市が事業補助を行うことは、地区コミュニティ協議会の真の自立にも繋がり、必要性は十分にあると考える。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	補助金をイニシャルコストに充て整備することにより、地区の活性化が図られるほか、コミュニティビジネスの展開により、地区の収益事業も拡充できている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	自ら課題解決できる地域の自立を促すためにも、地区コミュニティ協議会の事業に対し市が支援を行うことが適当であると考える。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	事業に対する補助金であり、基本コースは2/3の補助率、ビジネスコースは1年目9/10、2年目7/10、3年目5/10の補助率であるため妥当であると考える。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	事業補助金であり、年次的に補助率が下がるため、申請する地区コミュニティ協議会も自助努力をしており、半永続的・固定的な補助にはならないと考える。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	補助申請団体は地区コミュニティ協議会であり、問題は無い。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	適正な政策手段であると考えているが、来年度に向けて、実績を検証しながら補助金の見直しを検討したい。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	対象経費は交付要領で規定されており、公費を充てる妥当性はあると考える。ビジネスコースは外部委員による選考委員会にて、事業内容等は十分に審査され、採択されている事業であり問題はないと考える。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次) 結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input checked="" type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪上記方向の理由≫ ビジネスコースについて、3年間では収益をだすことが困難な地区コミュニティ協議会が多い。	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 本年度中に補助金見直しを行い、各地区コミュニティ協議会が自立に向けた事業展開に貢献できる補助金としたい。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪まとめ≫

薩摩川内市地区コミュニティ活性化事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第98号）第2条の表に掲げる地区コミュニティ活性化事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、地区コミュニティ協議会が行う事業のうち、市長が相当と認めた事業に対し、予算の範囲内において地区コミュニティ活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地区の活性化及びコミュニティビジネスの創出・拡大に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区コミュニティ協議会 薩摩川内市地区コミュニティ協議会等交付金交付規則（平成17年薩摩川内市規則第38号）第2条第1号に規定する地区コミュニティ協議会をいう。
- (2) コミュニティビジネス 地区民が主体となり、地区の資源を活かしながら自立に向けて取り組む収益事業で、地区の抱える問題解決と豊かで潤いのある地区づくりに貢献するビジネス事業をいう。

(補助対象事業の要件)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、補助金の交付を受ける日の属する年度の4月1日以降に開始し、翌年の3月31日までに終了する事業に限る。

- (1) 国、地方公共団体又は民間団体等の他の制度による補助、助成又は委託を受けていない事業であること。ただし、市において実施する空屋改修支援事業との重複交付については、認めるものとする。
- (2) 事業の実施により、継続的な成果が期待できる事業であること。
- (3) 地区振興に資する事業であること。
- (4) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業でないこと。
- (5) 政党又は特定の政党若しくは公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）を支持し、若しくは反対することを目的とする事業でないこと。
- (6) その他市長が相当と認めた事業であること。

(補助金の種類及び補助対象事業)

第5条 この補助金には、次の2コースを設けるものとし、それぞれ次に掲げる事業を補助対象事業とする。

(1) 基本コース 地区の特性や資源を活かし、地区の活性化に資することを目的とし、新規に取り組む事業のほか、既存の事業に付加価値を付け、発展的に継続して実施する公益的事業を対象とする。

(2) ビジネスコース 新たに興すコミュニティビジネスのほか、既存のコミュニティビジネスの拡充により、地区の自立的・持続的な発展に寄与する収益事業を対象とする。

2 同一事業に関し、両コースの併用はできないが、一つの地区コミュニティ協議会が、基本コース及びビジネスコースのそれぞれの補助対象事業を、同一年度に実施することはできるものとする。

(補助金の交付回数)

第6条 補助金の交付回数は、次の各号に掲げるコースに応じ、当該各号に掲げる回数とする。

(1) 基本コース 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3会計年度のうちに、1回補助金の交付を受けることができることとする。

(2) ビジネスコース 一会計年度につき一事業とし、同一事業について、通算して3回を限度に、補助金の交付を受けることができるものとする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度中に実施する補助対象事業に必要となる経費とし、次に掲げるものとする。

(1) 講師謝金

(2) 賃金

(3) 旅費

(4) 消耗品費

(5) 燃料費

(6) 印刷製本費

(7) 光熱水費

(8) 修繕料

(9) 通信運搬費

(10) 手数料

(11) 保険料

(12) 委託料

(13) 使用料及び賃借料

(14) 工事請負費

(15) 原材料費

(16) 備品購入費

(17) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(基本コースの補助)

第8条 基本コースの補助額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、20万円を上限とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(ビジネスコースの補助)

第9条 ビジネスコースの補助額は、次の各号に掲げる回数に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、200万円を上限とする。

(1) 1回目 補助対象経費に10分の9を乗じて得た額

(2) 2回目 補助対象経費に10分の7を乗じて得た額

(3) 3回目 補助対象経費に10分の5を乗じて得た額

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業の申込)

第10条 補助金の申込を行おうとする地区コミュニティ協議会は、市長が定める期日までに、次の各号に掲げるコースに応じ、当該各号に定める書類（以下「提案書」という。）を提出しなければならない。

(1) 基本コース

ア 地区コミュニティ活性化事業補助金申込書（様式第1号）

イ 事業調書（基本コース）（様式第2号）

(2) ビジネスコース

ア 地区コミュニティ活性化事業補助金申込書（様式第1号）

イ 事業調書（ビジネスコース）（様式第3号）

ウ 事業スケジュール（様式第4号）

エ 収支計画（様式第5号）

(補助対象事業の決定及び結果通知)

第11条 市長は、前条第1号の規定による提案書の提出があったときは、これを審査し、補助対象事業を決定するものとする。

2 市長は、前条第2号の規定による提案書の提出があったときは、別に定める薩摩川内市地区コミュニティ活性化事業補助金選考委員会（以下「選考委員会」という。）による書類審査を行うとともに、公開プレゼンテーションを併せて実施し、その意見を参考にして補助対象事業を決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定による選考結果を、地区コミュニティ活性化事業補助金選考結果通知書（様式第6号）により、地区コミュニティ協議会に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第12条 前条の規定により補助対象事業に採択され、補助金の交付を受けようとする地区コミュニティ協議会（以下「補助事業者」という。）は、地区コミュニティ活性化事業補助金交付申請書（様式第7号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第13条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに当該補助金の交付を決定し、その旨を地区コミュニティ活性化事業補助金交付決定通知書(様式第8号)により、補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を適正に達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の遂行)

第14条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって補助対象事業を行わなければならない。

(状況報告等)

第15条 市長は、補助対象事業の適正な遂行を図るため、必要と認めるときは、補助事業者に対し、当該補助対象事業の実施状況を報告させ、又は実地に調査することができる。

(遂行等の命令)

第16条 市長は、前条の規定による報告又は実地調査により、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容、これに付した条件その他市長の指示に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って遂行すべきことその他必要な指示をすることができる。

(補助金の実績報告)

第17条 補助事業者は、補助対象事業年度の3月31日までに、地区コミュニティ活性化事業補助金実績報告書(様式第9号。以下「実績報告書」という。)に、次の各号に掲げるコースに応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 基本コース

ア 事業実績書(様式第10号)

イ 収支精算書(様式第11号)

ウ 領収書又はその写し

エ 当該補助対象事業に関するチラシ、記録写真等の資料

(2) ビジネスコース

ア 事業実績書(様式第10号)

イ 収支精算書(様式第11号)

ウ 事業自己評価書(様式第12号)

エ 領収書又はその写し

オ 当該補助対象事業に関するチラシ、記録写真等の資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第18条 市長は、実績報告書を受理したときは、関係書類の審査又は必要に応

じて行う実地調査等により、その報告に係る補助対象事業の実績が、補助金の交付の決定の内容、これに付した条件その他市長が指示した事項に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、当該交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、地区コミュニティ活性化事業補助金確定通知書（様式第13号。以下「確定通知書」という。）によりこれを行うものとする。（補助金の交付請求）

第19条 補助事業者は、確定通知書を受領したときは、補助金の交付を請求することができる。

2 補助金の交付を請求しようとする補助事業者は、地区コミュニティ活性化事業補助金請求書（様式第14号）により、市長に請求しなければならない。（補助金の概算払）

第20条 補助金の交付の決定を受けた補助対象事業について、補助金の概算払を受ける必要がある補助事業者は、地区コミュニティ活性化事業補助金概算払申請書（様式第15号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受領したときはその内容を審査し、補助金を概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金の交付決定額の範囲内において交付することを決定し、その旨を地区コミュニティ活性化事業補助金概算払決定通知書（様式第16号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 前条の規定は、補助金の概算払について準用する。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは「第20条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

（補助金の交付）

第21条 市長は、第19条の規定により補助金の交付請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し又は返還）

第22条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該補助金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。

(2) 当該補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他市長が指示した事項に違反する行為をしたとき。

(3) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助対象事業の実施について不正の行為をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この要領に定める事項に違反する行為をしたとき。

（補助金の効果の測定）

第23条 条例第4条第2項第1号で定める補助金の効果は、基本コースにあつ

ては地区の活性化に資する事業の数及び住民の参加数によって、ビジネスコースにあつてはコミュニティビジネスに取り組む地区コミュニティ協議会の数及びそれぞれの地区コミュニティ協議会の収益の状況によって測定するものとする。

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(補助金の見直し)

2 地区コミュニティ活性化事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成28年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成29年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。